

納税準備預金規定 変更履歴

【改定日 令和3年2月22日】

変更箇所	変更後	変更前	改定内容
<p>5. (預金の払戻し)</p>	<p>(1) この預金は、預金者（または同居の親族）の租税納付にあて る場合に限り払戻しができます。ただし、災害その他の事由で、 当金庫がやむを得ないと認めたときは租税納付以外の目的でも 払戻しができます。</p> <p>(2) この預金を払戻すときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の 印章により、記名押印して通帳とともに当金庫本支店に提出し てください。</p> <p>(3) <u>前項に定める記名押印は、個人である預金者本人による手続 きの場合に限り、当金庫が認めたときは、本人の署名によって これに替えることができます。</u></p> <p>(4) <u>前3項</u>の払戻しの手続きに加え、当該預金の払戻しを受ける ことについて正当な権限を有することを確認するための本人確 認書類の提示等の手続を求めることがあります。この場合、 当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻し を行いません。</p> <p>(5) 租税納付のためにこの預金を払戻すときは、同時に納付書、 納税告知書、その他租税納付に必要な書類を提出してくださ い。この場合、当店は直ちに租税納付の手続をします。ただし、 当店で取扱うことのできない租税については納付先宛の当金 庫振出小切手を渡しますので、それにより納付してください。</p> <p>(6) この預金口座から租税の自動支払いをするときは、あらかじめ 当金庫所定の手続をしてください。</p> <p>なお、同日に数件の支払いをする場合にその総額が預金残高 をこえるときは、そのいずれを支払うかは当金庫の任意としま す。</p>	<p>(1) この預金は、預金者（または同居の親族）の租税納付にあて る場合に限り払戻しができます。ただし、災害その他の事由で、 当金庫がやむを得ないと認めたときは租税納付以外の目的で も払戻しができます。</p> <p>(2) この預金を払戻すときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の 印章により、記名押印して通帳とともに当金庫本支店に提出し てください。</p> <p>(3) 前項の払戻しの手続きに加え、当該預金の払戻しを受けるこ とについて正当な権限を有することを確認するための本人確 認書類の提示等の手続を求めることがあります。この場合、当 金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを 行いません。</p> <p>(4) 租税納付のためにこの預金を払戻すときは、同時に納付書、 納税告知書、その他租税納付に必要な書類を提出してくださ い。この場合、当店は直ちに租税納付の手続をします。ただし、 当店で取扱うことのできない租税については納付先宛の当金 庫振出小切手を渡しますので、それにより納付してください。</p> <p>(5) この預金口座から租税の自動支払いをするときは、あらかじ め当金庫所定の手続をしてください。</p> <p>なお、同日に数件の支払いをする場合にその総額が預金残高 をこえるときは、そのいずれを支払うかは当金庫の任意としま す。</p>	<p>一定金額未満の口座解 約における押印不要 (印鑑レス)の取扱い を開始するため、関係 する条項を改定いたし ます。</p>
<p>10. (解約等)</p>	<p>(1) この預金口座を解約する場合には、<u>通帳を持参のうえ</u>、当店 に申出てください。</p> <p>(以下同じ)</p>	<p>(1) この預金口座を解約する場合には、<u>通帳および届出の印章を 持参のうえ</u>、当店に申出てください。</p> <p>(以下同じ)</p>	<p>同上</p>

<p>13. (印鑑照合等)</p>	<p>(1) 払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。なお、個人のこの預金の取引において、預金者は、盗取された通帳を用いて行われた不正な払戻しの額に相当する金額について、次条により補てんを請求することができます。</p> <p>(2) <u>第5条第3項に基づき届出の印章を受けなかった場合においても、払戻請求書が本人によって作成されたことを本人確認書類の提示を受けることにより相当の注意をもって確認し、本人による請求に相違ないものと認めて取り扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。</u></p>	<p>払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。なお、個人のこの預金の取引において、預金者は、盗取された通帳を用いて行われた不正な払戻しの額に相当する金額について、次条により補てんを請求することができます。</p>	<p>同上</p>
--------------------	---	--	-----------